

# 滋賀県国民保護計画

滋賀県では、武力攻撃やテロ等が万が一起きた場合に、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施できるよう、措置の具体的内容や実施体制、関係機関との連携などをまとめた「滋賀県国民保護計画」を平成18年1月に策定しました。

この計画では、国民の保護のための措置を実施するに当たって、特に留意すべきこととして、主に以下のことを定めています。

## 1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施にあたっては、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重します。自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

## 2 高齢者、障害者等への配慮

国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者等特に配慮を要する方の保護について留意します。また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

## 3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等において、警報の発令や被害状況等の情報を、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、みなさんに提供します。

## 4 連携協力の確保

国民保護措置の実施にあたっては、国や市町等の関係機関と平素から相互の連携体制の整備に努めます。

## 5 湖上輸送の活用

避難住民や物資等の運送にあたっては、湖上輸送の活用に努めます。防災での取り組みを活用し、必要な船舶の確保に努めるとともに、輸送拠点として地方港湾等の活用を検討します。

## 6 水源地（琵琶湖等）対策

近畿圏1,400万人の暮らしを支える琵琶湖等の水源地への様々な毒物等の投入による災害に対応するため、水質監視の強化や専門機関との連携など必要な体制の整備に努めます。

## 7 権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う土地や建物の使用などによる損失補償、不服申立てまたは訴訟への対応など権利利益の救済手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

## 8 国民の協力

避難や救援等の国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、みなさんに対し、必要な援助について自発的な意思による協力をお願いすることがあります。